

# ～自転車事故に備えよう～ 入っていますか、自転車保険

東京都では、条例※を改正し、都内で自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等(以下「自転車保険」という)に加入することが義務となりました。

※「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」令和2年4月1日改正条例施行

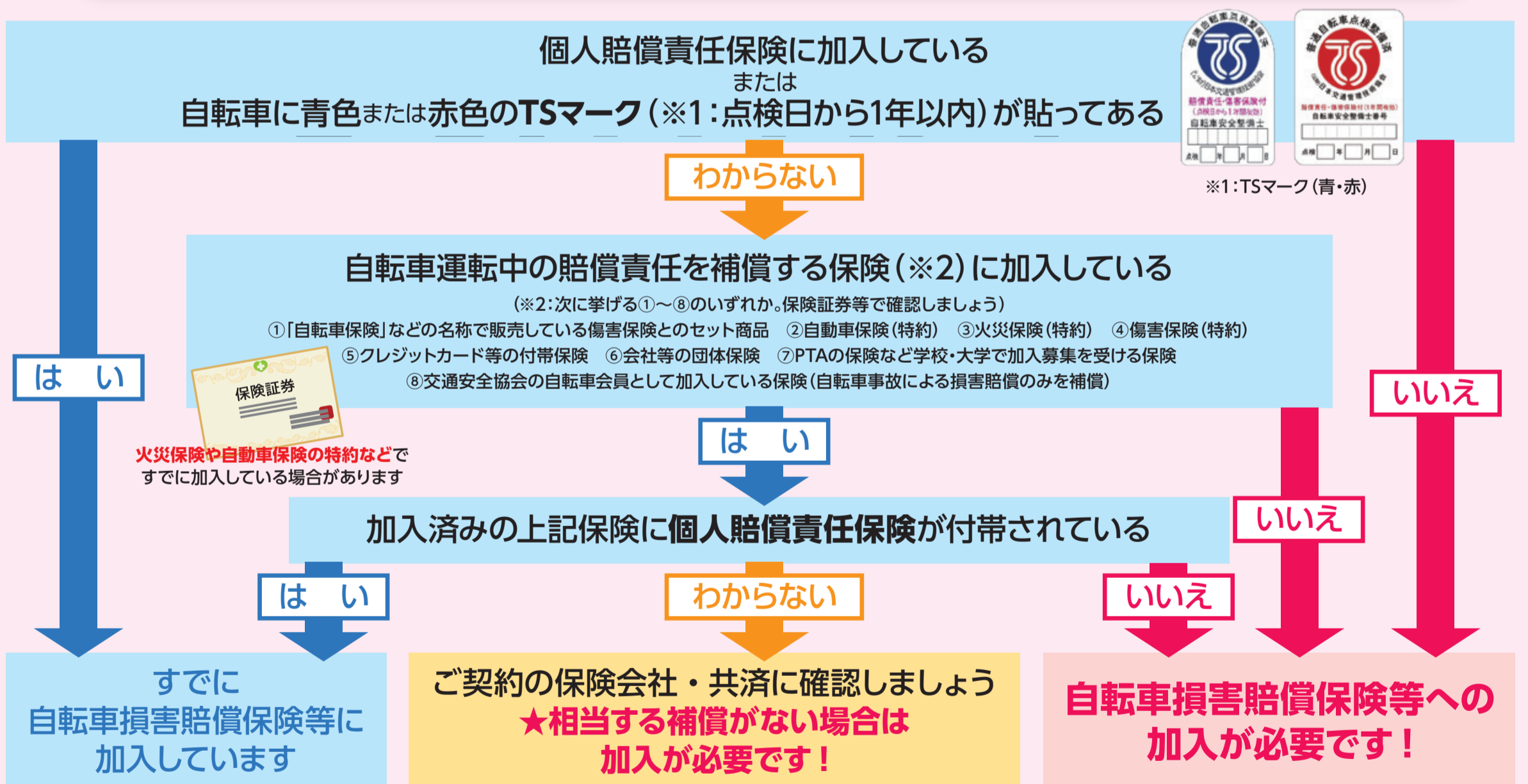
## 自転車保険の加入義務者は？

東京都内で通勤・通学、買い物、レジャーなどで自転車を利用する人や、未成年者の保護者



なお、自転車使用事業者(事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者)、自転車貸付業者(いわゆるレンタサイクルやシェアサイクル事業者)も加入義務あり

## 自分の自転車保険の加入状況をチェックしましょう！



※1:TSマーク(青・赤)

参考・東京都都民安全推進本部ホームページ「自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入状況チェック表」



都内における自転車事故は例年1万件を超えており、  
その中には高額な賠償事例もあります。  
まだ加入していない場合は、早めに参加しましょう！